

学校における集団感染のリスクへの対応

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」

松本市教育委員会

1 基本的共通事項

- (1) 感染源、感染経路を絶つ。(2-(1)(2)(3))
- (2) 「換気が悪い密閉空間」「手の届く距離に多くの人がいる」「近距離での会話や発声がある」のいわゆる3条件を避ける。(2-(4)(5))

2 基本的な感染症対策

- (1) 健康観察の徹底
 - ア 家庭において検温、健康観察行い、発熱や咳等の症状がある児童生徒、教職員は登校（出勤）しないこと。
 - イ 登校後の体調変化時は必ず検温すること。
 - ウ 健康観察カードは毎日担任が確認し、未記入や未提出の児童生徒は検温、体調確認をすること。風邪様の症状がみられる場合は家庭に連絡し、休養をお願いすること。
- (2) 手洗いの徹底

始業前、休み時間後、給食前、清掃後など、せっけんを使い丁寧に行うこと。
- (3) 消毒の徹底

エタノールや次亜塩素酸ソーダ等によるふき取りを毎日行うこと。

 - ア 教室、職員室等（机、いす、ドア取手、窓取手、スイッチ、黒板ふきなど）
 - イ トイレ（レバー、トイレットペーパーホルダー、蛇口取手など）
 - ウ 体育館（児童生徒が共用する物品、照明スイッチなど）
 - エ 保健室ベッド周り
 - オ 給食コンテナ室等のドア取手等
- (4) 換気の徹底

教室2方向の窓を常時開けること。開放できない場合でも30分に1回程度換気すること。
- (5) 密集回避の徹底

基本的に学年集会、全校集会は行わないこと。近距離での会話や発声が必要な場合は児童生徒、教職員はマスクを着用すること。

3 感染が確認された場合の対応

次のいずれかの場合、臨時休校とする。ただし濃厚接触者が保健所から特定され、校内の消毒等が終了した場合は専門機関と相談し、学校を再開できる。

- (1) 児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合
- (2) 保護者等（同居者に限る）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合
- (3) 教職員（同居者を含む）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

4 感染が確認されていないが症状がある場合の対応

(1) 次のいずれかの場合、出席停止とする。

ア 児童生徒等に風邪の症状や 37.5 度以上の発熱がある場合

イ 児童生徒等が味覚や嗅覚にいつもと違う異常を感じたり、強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）があつたりする場合

ウ 上記以外にあつて、児童生徒の症状が軽度であっても、保護者が出席させることに不安を感じた場合

(2) 教職員においては上記(1)のア、イの場合、出勤しない。

5 濃厚接触者への対応

児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日から 2 週間、出席停止とする。休業期間中にあつては自宅待機とする。

6 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒について

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒、あるいは糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある児童生徒、その他重症化するリスクが高い児童生徒は、主治医と相談の上、個別に登校の判断をする。欠席する場合は、「出席停止」とする。

7 その他出席停止等の扱いについて

感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合は「出席停止」として扱う。（「欠席」ではない。「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由により、校長が出席しなくてもよいと認めた日」としての扱い）